

欠席委員の取扱いについて

選考等委員会に委員が欠席した場合の評価については、第1回選考等委員会では議題となっておらず、また、実施要領にも記載はないことから、取扱いについて確認する。

1. 選考等委員会の成立について

選考等委員会設置要綱第5条第2項において、

「委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。」とされていることから、4名以上の委員の出席があれば成立する。

2. 一次選考について

プロポーザル実施要領 「10. (2) ア 一次選考」において、

「技術提案書について、委員会において別添の評価の視点に基づき、各委員が10点満点で採点を行い、合計点の高い上位5者程度を一次選考通過者として選考する。」としているが、欠席委員の取扱い等について、具体の定めはしていない。

(1) 委員が欠席した場合の評価の取り扱いについて

以下に欠席した委員の評価方法について比較検討を行う。

	欠席が予め分かっている場合			不測の事態で欠席の場合
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
概要	欠席委員から委員会までに仮採点表を事務局が受領。欠席委員の採点表を有効として取扱い、評価の合計点に加える。	欠席委員から委員会までに仮採点表を事務局が受領。ただし、欠席委員の採点は評価の合計点に加えない。	欠席委員は仮採点を行わない。	事前に仮採点表を受領できる場合、できない場合が想定される。
特徴	10点満点×7名（全委員）＝70点満点で評価できる。委員会の意見交換の場では、欠席委員からの意見も参考にしながら、採点することができる。	仮に1名が欠席した場合10点×6名＝60点満点で評価することとなる。委員会の意見交換の場では、欠席委員のコメントも参考にしながら採点する。	仮に1名欠席の場合は、10点×6名＝60点満点で評価することとなる。	欠席が予めわかっている場合に準じる。
考察	欠席委員も含め、全委員による70点満点での評価が可能である。ただし、欠席委員の採点については、他委員の意見を踏まえた採点とはならない。	欠席委員の意見も参考にしながら、出席委員は採点ができる。	欠席委員が複数いる場合は選考委員会での一次選考の妥当性の確保が困難。	事前に仮採点表を受領できる場合は、ケース1から3のいずれかの取扱い。 事前に仮採点表を受領できない場合は、ケース3の取扱い。

(2) 欠席委員の取扱いについて

仮採点表は欠席委員についても、専門的見地から各技術提案書を評価、採点していただくことにより、欠席委員の意見も採り入れた情報共有が可能となる。このことにより、出席委員の採点にも反映させることができることから、事務局としては「ケース2」の採用が望ましいと考える。

3. 二次選考について

欠席委員については、評価を行わない。公開プレゼンテーション等に途中参加、途中退席の場合は欠席委員として取り扱う。